

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた学生に対する 日本学生支援機構(JASSO)奨学金の緊急対応に関するご案内

今般、新型コロナウイルス感染症は一部地域で急速に感染が拡大する等未だに終息が見込めないことから、日本学生支援機構(JASSO)において奨学金支援の緊急対応が実施されることとなりました。

支援概要や、対象者要件をご確認の上、申し込みを希望される方は、**12月21日(月)までに、学生課へお電話または学生課窓口にて直接**お問い合わせください(上記期日以降は一切対応できませんので、ご了承ください)。

日本学生支援機構奨学金は学生本人が支援を受けるものとなりますので、学生課への申込希望のご連絡やお問い合わせは、原則学生ご本人からお願いいたします。申し込み手続きの詳細は、お問い合わせいただいた方へ個別にご案内いたします。

<お問い合わせ先> 学生課 ☎042-376-8213

* 日本学生支援機構(JASSO)ホームページもあわせてご確認ください。

 https://www.jasso.go.jp/news/1327624_1545.html

支援①「緊急特別無利子貸与型奨学金の再募集」

■概要

新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりアルバイト収入等が大幅に減少した学生等を対象として、令和2年6月に実施した緊急特別無利子貸与型奨学金の再募集となります。

第二種奨学金(有利子)制度を活用しつつ利子分を国が補填し、実質無利子(0.0%)にて貸与します。

■対象要件: 全学年

以下の要件を全て満たすことが必要です。

- ① 第二種奨学金の基準(人物・学力・家計)を満たしていること
※家計基準は、日本学生支援機構(JASSO)が確認します。
- ② 第二種奨学金の貸与を受けていないこと
- ③ 家庭から多額の仕送りを受けていないこと(仕送り額が年間 150 万円以上ではないこと)
- ④ 生活費・学費に占めるアルバイト収入の占める割合が高いこと
- ⑤ 学生等本人のアルバイト収入について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により大幅に減少(新型コロナウイルス感染症拡大前より 50%以上減少)したこと

支援②「第二種奨学金の貸与期間延長」 ※最高学年の学生対象

■概要

現在、最高学年で第二種奨学金を受けており貸与終了(予定)が令和2年度中の者で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、在学学校長から卒業予定期を超えての在学期間延長及び奨学金貸与の必要性を認められた者については、貸与期間を最大1年延長できます。

■対象要件:最高学年

以下の要件を全て満たすことが必要です。

- ① 令和2年度に最高学年で第二種奨学金の貸与を受けている者
※令和2年度の途中で貸与終了する者を含みます。
- ② 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、就職の内定取消を受けたこと又は就職先が決まらないこと等で、やむを得ず標準修業年限を超えて在学することとなった者
- ③ 卒業予定期を超えての在学期間延長及び奨学金貸与の必要性を在学学校長が認める者

支援③「第二種奨学金の継続貸与」 ※休学中の学生対象

■概要

現在、第二種奨学金の貸与を受けている者で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を機に、今年度中に休学しボランティアに参加する等の活動を行う者で、在学学校長がその休学期間の活動が有意義であると認めた者については、休学中も貸与を最大1年継続できます。

■対象要件:全学年(休学中の学生)

以下の要件を全て満たすことが必要です。

- ① 令和2年度に第二種奨学金の貸与を受けている者
- ② 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を機に、令和2年度中に休学しボランティアに参加する等(学びの複線化)の活動を行う者

※令和2年4月以降、既に休学し当該活動を行っている者も対象です。

※申請時において既に復学し、令和2年度末までに当該活動を行わないことが確定している者は対象外です。

※令和3年4月以降の活動の取り扱いについては、追ってお知らせします。

- ③ ②の休学期間の活動が有意義であること、及び奨学金貸与の必要性を在学学校長が認める者
※「社会的貢献活動」「専攻分野のプラスになる」「自己の人間形成に役立つ」等の活動内容であることが認められる場合は対象となります。

支援④「第二種奨学金の新規貸与」 ※休学中の学生対象

■概要

現在、第二種奨学金の貸与を受けていない者で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を機に、今年度中に休学しボランティアに参加する等(学びの複線化)の活動を行う者で、在学学校長がその休学期間の活動が有意義であると認めた者について、新規で第二種奨学金(貸与)の申請を受け付けます。

■対象要件:全学年(休学中の学生)

以下の要件を全て満たすことが必要です。

- ① 第二種奨学金の基準(人物・学力・家計)を満たしていること
 - ・ 第一種奨学金の貸与を受けている者は、併用貸与の基準を満たしている必要があります。
 - ・ 家計基準は、日本学生支援機構(JASSO)で2020年度(2019年分)の収入情報を確認します。
- ② 申請時において、第二種奨学金の貸与を受けていないこと
- ③ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を機に、令和2年度(2020年度)中に休学しボランティアに参加する等(学びの複線化)の活動を行っている学生等
 - ・ 現時点で当該活動を行っていないと、令和3年3月までに休学し当該活動を開始する者も対象です。
 - ・ 申請時において既に活動が終了し、令和2年度末までに当該活動を行わないことが確定している者は対象外です。
 - ・ 令和3年4月以降の活動の取り扱いについては、追ってお知らせします。
- ④ 当該休学期間の活動が、「社会的貢献活動」「専攻分野のプラスになる」「自己の人間形成に役立つ」など有意義であること、及び奨学金貸与の必要性を在学学校長が認める者